

## 賀来の騒動に関する戦記ものがたりなど

### ◎ 豊後全史 享禄三年（1530） 氏姓の乱

「享禄三年春豊府諸将其閥閥を争ひ乱をなす。大友氏の公族を御紋衆と称し、在昔より土着の諸士を国衆と称し、勝光公に従ひ鎌倉より来る者を下り衆と称す。互に其勲旧に誇る。其姓名班序を簿記し、之を公室に蔵す。公族氏名簿を塗抹せし者あり。公族諸将忿思し、国衆の為す所とし、清田越後守兵二百人を発し、中村左衛門佐本莊但馬の家を襲ひ之を殺す。二人固より忠義勲勞あり、食邑頗る大なり。公族之を妬む故に此に及ぶ。其翌日公族兵千五百余人を以て賀来城主賀来左衛門大夫を攻む。橋爪治季賀来氏と同族を以て来り救ひ、公族の兵を破り之を却く。賀来左衛門大夫重傷して死す。治季兵を引て立花に軍す。大津留鑑康は賀来氏を救ひ来会す。已にして橋爪は伊予に逃れ、大津留は豊前に走る。到明公は大津留の戦に与らざるを以て其帰ることを許す。豊の諸将調和し事漸く平くを得たり。」（勝光公能直、 到明公義鑑）

### ◎ 速見郡史 享禄三年春 氏姓遺恨之乱

「大友家諸将の間に御紋衆と国衆と新参衆との別あり。御紋衆は大友一族並能直公に従ひて鎌倉より下り、特に大友の家紋を許されたる諸氏にして、国衆は在昔より土着の諸氏、新参衆は他国より大友氏の武威を慕ひ来り仕へたる諸氏なり。是等の三衆は其姓名班序を記して之を公室に蔵す。此年春氏族名簿を塗抹せし者あり。御紋衆之を以て国衆の所為となし、清田越前守。I兵二百人を発し、本莊但馬守：”中村左衛佐本紬一族新参衆の家を襲ひ之を殺す。二人固より武勲あり、食邑頗る大なり。御紋衆之を妬む。故に此に及ぶ。其翌日御紋衆千五百余人を以て賀来城主賀来左衛門大夫を攻む。橋爪治季賀来氏と同族を以て来り救ふ。賀来左衛門大夫重傷して死す。治季兵を引て立花に軍す。大津留鑑稟賀来一族は賀来氏を救ひ来会す。已にして橋爪は伊予に逃れ、大津留は豊前に走る。大友義鑑大津留の戦に与らざるを以て帰領を許す。豊の諸将調和し事漸く平くを得たり。」

（以下雉城雑誌、九州記の記事を載せる）

### ◎ 豊筑乱記 享禄三年春 氏姓遺恨之事

「既に世静まり、太刀は軽、弓は袋に治むる御代、長久と栄へしに、享禄三年の春不慮の障りぞ発なん。豊後府内に、当国他国の諸侍当番非番をたゞして、大番役所の会所あり。殊に大友譜外様の家頼筋目の侍中に、家老・番頭・旗頭其外相勤て居たる休息所有り。それぞれに座敷定まり、銘々仮名を番帳に記し置きける所に、大友家先祖肉身の末流、家老分の仁の仮名に一々黒を引きたりけり。されば、大友譜代外様の侍の俗姓に氏姓の数多し。当家中の沙汰、大友先祖より肉身の筋目相続の源氏を、御紋の衆と云ひ、古昔より当国の侍に大神氏、藤原氏其外の氏姓を国衆といふ。他国より当家を望み、宮仕奉仕の族もあり。大友先祖能直公御下国の砌、隨身して下りし氏姓の筋目を下り衆といふ。互に一姓々々の中に、好みを募り、氏姓の鼻屑を専にしたりけるが、今度の悪事は誰為業とも知れざりけ

れ共、御紋衆の評定には、国衆の中より嫉みて、此俣にて差置く物ならば、世の末如何可有と、若侍の輩は、各腹をすへかねて、国衆の奢り募るべし。左様の時は我々が人かげ有るべからず。此事を君に訴訟仕り、国衆に恨みの憤りを申し許して、遺恨をはらさんと云ひあへり。或は尤と云ふ人もあり。又は国衆を恨る者ならば、国の騒と成べしと申す族も有りけれ共、心強き面々には、先一端は言上せよとて、義鑑公へ言上する。君も此事如何あらんと案じ煩ひ給ひしが、御紋衆の訴訟を左も有りぬべく思召したる御言葉の末もおはしましけるにや。」

「爰に藤原氏にて、先祖は肥後詫摩の郡を知行して本荘・中村とて有りけるが、代々大友家に心を添へ、無二の情にて忠義を成しけるが、其馴染にて近年は大友家来に隨身して、大分の領所を知行して、旗頭にて諸侍に下知をなす統領にて、府内市の町と云ふ所に、屋敷を構へて兩人共居たり。彼兩人も他国者と御紋衆方より嫉みけるが、先門出せんとて、清田越前守御紋方の若者手勢二百騎斗りにて、本荘但馬守、中村左衛門佐が館に押寄せ喊を作る。本荘・中村が家来の侍、俄の事にてはあり、思ひ懸けざる折なれば、周章ふためき騒ぎけるが、五十余人蒐出で散々に戦ひけれ共、寄手大勢成りければ、取籠んで残り少なく討たれけり。され共、清田越後守弟七郎左衛門尉討たれける。本荘但馬守・中村左衛門佐、心は猛く思へ共、家の子郎等討れければ、力不及腹搔切て死にける。清田越後守は清田を指して引退き、翌日賀来左衛門大夫は多勢の者なり、渠等を討取らんと、其勢千五百余騎にて賀来に押寄せんとする。」

「爰に、大神氏の末流に、大津留・橋爪とて、多勢の者あり。氏姓の諍ひの評判を聞て、無心元思ひしが、本荘・中村討れたりと聞て、近所なれば、賀来左衛門大夫は一定危きものかなと、橋爪丹後守治秀が子、橋爪左衛門大夫鑑種、大津留常陸守鑑康互に内通して賀来右衛門が体のみよとて、翌日賀来へ打下らんと云ひ合せ、家の子郎等を召集めて打立たんとする所へ、賀来方より軍使を飛ばし云ひ遣しけるは、今日、清田越後守・同遠江守是等を先として、当家へ押寄せ来るとの沙汰あり、加勢頼み存すと、橋爪方へ云ひ遣はす。左衛門大夫此状を被見して、急ぎ大津留常陸守鑑康に聞せよ、渠等も用意はしつらんずれ共とて、左衛門大夫は物の具して打立ちけるが、森の木と云ふ所に差向て見れば、清田が勢と見へて賀来が館へ押寄せ作り、ひばなを散らし攻戦ふ。清田大勢なりければ、已に賀来左衛門大夫も攻亡ぼされんとあやしく見へける所に、橋爪左衛門大夫三百余騎にて後詰をして戦ひければ、清田あわて騒で加勢と見へたり、取籠まれては叶はじと、千五百余騎の勢共風に木の葉の散る如く、むらむらばつと河原を指して引退く。」

「橋爪左衛門大夫軍兵荒手なれば、戦疲れたる清田が勢を追詰め追詰め攻戦ふ。清田大勢にてはあり、所は広し取て返し、橋爪が小勢を中に取込で打取る者ならば、賀来・橋爪を退治する事、眼前たるべきに、清田勢、戦疲れて引立ちたる事なれば、誰有て取て返すべきともせず、我先へと落行きけるが、川を渡り越さんと勵軋けるが、敵は追懸る。川の案内は知らず、水に溺れて死する者多かりけり。橋爪左衛門大夫が手の者、敵十二人討取りける。賀来・橋爪が勢競に追蒐れば、清田が勢は小野鶴野道へ引退く。賀来の者共、川の

案内は知りたり、橋爪賀来の軍兵共、猶も続きて川を渡らんとしたりし所に、清田が侍に、賀奈田兵部之丞と云ふ者、大力の精兵、重藤の弓三人張に矢を打つがひ、差取り引詰め散々に射る・矢数四五百筋、矢箱に入れて持たせたり、矢継ぎ早の大兵にてはあり、賀来・橋爪が勢共散々に射しらまされて、川を渡るべき様あらざれば、力不及引退く。賀来、橋爪の勢共、味方勝ちぬとて、関を揚て引退く。橋爪は花立に打上る。賀来は我館に引か岬も籠りけるが、痛手数ヶ所負ひければ、翌日相果にけり。賀奈田兵部之丞が手柄にて、清田は危き運を開きける。」

「義鑑公は賀来の兵乱を聞召て、飛脚を立替々一里余の所を、人橋を架くる如く見せさせ給へば、大勢催し府内へや寄来らんと、無”御心元’思召しけるが、橋爪が勢、花立に引たると聞召されてこそ、安堵の思ひを成し給ひけれ。斯て、橋爪左衛門大鋪鑑種は、討取首十二を実検して人馬の息を休め居たりけるが、橋爪左衛門尉大鋪は、身内の侍共に云ひけるは、今度各の働き、比類なき手柄言語に述べがたし。高名挙て難算、あはれ君の上意下つて某小勢にて、かゝる大敵を靡かし、箇様の勝利を得、方々迄分捕高名を極めたりせば、御感高恩にも預りなんものを、其時は名も世間の誉れ世に越へ、渠こそ橋爪が御内侍若党などと人の批判も有るべきに、扱も是非を辨へがたし。此上は、御勘気かろかるべからず。我々御退治近日にて有るべし。恨もなくして君に巧を引く事、天の恐れも如何あらん。科もなき傍輩に向つて矢を放つ事、神慮も難斗と、さしも剛なる橋爪も、鎧の袖をぬらされける。旁々の手柄は是迄なりとて、十二の首は高所に捨置きて、槿の日に洩み實たる如くにて、おぼおぼとして引帰らんとしたりし処に、大津留常陸守鑑康も、二百五十騎にて出来り、扱、如何に橋爪殿、某も早速御供可申に、速に到来有し故に、漸く唯今は迄参りたり、如何成行候やらん、無心元と尋ねければ、合戦の次第始より終迄、事細かに語りければ、常陸守是を聞て御手柄申す斗りなし。然共顔色しほれて見へさせ給ふは、難心得と謂ひければ、いやとよ、箇程の手柄を君の忠節にいたし侍らず、御感思召さるべきとて、討捕の首実検して、不覚の泪溢れたりと云ひあへり。」

「夫より大津留、橋爪互に引分れ、我在所々に帰りける。定めて討手向ふべしとて、君に恨みもなくして、傍輩と、戦ふ事僻事なりとて、豊前を指て落行きけるが、橋爪左衛門大輔は夫より伊予国に押渡り、世間の有様を聞居たり。大津留は豊前へ隠れて、世の沙汰を聞居たりけるが、一戦に不及由の沙汰として、頓て帰参を赦し給ひ。本領を下し給はりけり。此事かくれなかりければ、ここかしこより府内へ馳参る。しかれ共、大神氏の面々は、何れも夢に夢見る心持して、当時の出仕を指止め、氷の面を踏む如く、無覚束して居たりける。老中年寄参会して以ての外の大事もとて、若き人々を怒りなだめ、君の御大事是に過ぐべからず、世の嘲り口惜しき次第なりとて制しければ、国家もおだやかに治り、氏姓の争ひは沙汰も無く止みにけり。心有る人の申しけるは、仮そめの事にて、国家の大事出来の事は、無覚東世成り。世話の例へにも、千町の堤も蟻穴より損するとかや。世の末、如何可有と、上下万民おしなべて眉をひそめて囁きけり。」

◎ 雉城雑誌、九州記 享禄三年春 氏姓遺恨之乱

「大友修理大夫義鑑の代享祿三年春の比不慮の騒動こそ出来にけれ、夫を如何にも云に、大友居城には家人与力、氏姓の高下新参普代に随て夫々座席の次第銘々名字を記し置てぞ勤番しける。然る処に何者の所為なりけん、大友一族杯の帳の面に墨を引ける、一族の筋目を御紋衆と云、又往古より当国素性に大神丹部宇留島宇佐氏杯是等の末葉を国衆と申ける、又先祖能直九州下向の砌随仕して下りける者の後胤を募り、勳肩を専にすること近代家中の風俗なり、此度御紋衆の名字に墨を塗しこと誰人の所為ならん、国衆の内より妬しく思ふ族や引めらんと囁き沙汰しけるが、次第に云募りて此俣に差置ものならば国衆いよいよ心儘にして世の末如何有るしや若輩の者共各腹に据え兼て、此を訴へ遺恨を晴さん叫びけるを、心ある老人杯は中々国家の騒ぎたるべしと制する人々多かりける。

「されども捨置べからずとて、屋形へ言上致けるに、義鑑も此事如何あちんと按じ煩ひて程を経し処に、爰に藤原氏にて先祖は肥後国詫摩郡を領して居たる本荘中村連ありけるが、代々大友家に属して無上の忠功をなしにける、因て近年大友の旗本に昵近なる大分の所領を汚し旗頭として諸士に下知をなしにける。兩人共に下市町と云ふ所に屋敷を構へて居住せり。此兩人元来他国ものなれば御紋衆より猜み合けるが、先づ首途せん連清田越後守手勢二百斗にて本荘但馬守中村左衛門佐が宿所へ押寄せて関を作り攻入ける、本荘中村が家人共思ひ掛なき事なれば周章斜ならず、去れども五十余人駆出散々に打合しかども、寄せ手大勢なりければ取込られて残り少なに成にける。然れ共寄手の大将清田が弟七郎左衛門をば本荘が手に討取りぬ、中村心は猛く思へども力に及ず、腹搔き切て失にける、清田は時の本望を達し門出よしと悦て在所をさして入ける。」

「翌朝又若手の者起り合ひ五百余の勢を引率し、賀来邑なるに賀来左衛門大夫と云大身の国衆ありけるを討果すべしと押寄る、大津留常陸助鑑稟鄙戸邑松ヶ尾城橋爪丹波守治季等は内々氏姓の争ひ心許なく思ひしが、本荘中村が討れけると聞て、賀来も吾と同じ大神氏なれば、互に見縊べしと約諾、主家の子郎等共召集て兼々用意しける処に、賀来方より飛脚を以て今日清田越後守同遠江守是等を棟梁として当処へ押寄へき由相聞え候、E取い。又も急ぎ御加勢憑入と橋爪方へ云遺しける、橋爪心得たりと急ぎ大津留方へも此由を告げよと告捨、物具して打出けるに、森の木！邑と云ふ処に掛出て見れば、早清田勢とみえて賀来が宿所へ関を作り掛て喚き叫んで攻戦ふ、清田は大勢也加来も危くみへし処に、橋爪丹波守が勢三百余騎諸鎧を合せ馳来る、清田が勢是に駈立られ、風に木の葉を散如く河原をさして引退く、橋爪が兵は新手なれば引立たる清田勢を追詰討取ける、清田は多勢なり、所こそ広野なれ取て返し一合戦する程ならば、賀来橋爪共に討果さんこと輒かるべきに、一陣破れて残党全からず、吾先にと落行ける、折節川水増て岩波た高き処を周章騒ぎて渡んとしける程に、水に溺れて死する者数を知らず、橋爪は敵三十二人討取り、尚も遁る勢を追掛けり、清田が勢も道々川を越えて小野津留邑に引退く、賀来か手の者案内は知りたり尚も続て渡さんとする処に、清田が士に加南田兵部と云大力の精兵、三人張に矢を剥て差取引詰射たりける矢数四五百余、箱に入れて掛せしが、矢継早の強弓にて賀来橋爪が勢共散々に射立られ、川を渡り得ず引返しける、賀来は橋詰の後詰により不慮の難を逃れ、

勝鬨を挙げ吾館に帰りけるが、痛手を負て翌日竟に死ける、橋爪は直に花立当邑の驪と云処に打上る。

義鑑、賀来の乱妨を聞て、彼悪党共寄来る事もやと、氣遣れける。橋爪が勢共、花立に引取たる由を聞れ、先づ安堵しけり。中略。又、大津留常陸助も二百五十騎にて馳来ると云々。」（以下は六人塚の記）

◎ 雉城雜誌卷十 享祿三年春 六人塚

「予文政之始め、当邑に有遊歩して、此塚の事実を偶耕する農叟に問たるに、此叟は、当邑の辨濟使新右衛門と云へる者にて、即ち此塚の畑は渠が弟何某之所持する由にて、其話を爰に記す。先代より此畑の中に、些の芝山ニヶ所あり。享祿年中、清田勢と賀来殿と、氏姓の争ありて合戦に及び、加勢を橋爪殿と大津留殿に乞ふ処、橋爪殿は吹上の坂より森の木に討出、大津留は清田勢の引後れたるに、追付けて、小野津留河原にて、十二人迄討取、花立之森にて首実験せられたる節の地にして、六人塚と申つたへし由なれ共、塚印と云もなく、或は此処ならず共云族もありし故に、年々耕作の障りと成るものから、文化年中、新右衛門兄弟、大を雇ひて件の芝山を掘毀ちたるに、四五尺が下より、三四人の骸骨を出せり。全身顕然として、先骸骨の上下、藁の灰、竹木の焼炭共と見へしを、夥しく出しければ、左右なく取捨るに忍びず。又、舊の如く埋置ぬ。され共、心ならぬ事に思ひて、同十四年、賀来邑円成寺の住僧を請じ、供養之碑をニヶ処に建ける由、六人塚とは十二人の屍をニツに分て埋たる故の名なるべし。又云、花立とは此地の惣名にして、是より少し東北に昔は官道ありて、宮苑邑の角の前に続き、府内に通路せし由、今も猶花立之森と云ものありて、又官道とも云べき地形も残れり。此話を以て考ふれば、九州記に載する処、橋爪氏之討取十二人、大津留氏之戦の手に逃れたる説とは、表裏なれ共、便路を以て考ふれば、大津留氏は、此花立の官道にかかり、橋爪は吹上、森の木に打出られしなべくぞ思はる。此六人塚は、或は味方之者の屍を埋めしにや。又、三十二人の三の字、桁字にや、尚後考を俟つ。」

◎ 両豊記卷十 享祿三年春 姓氏遺恨之事

享祿三年の春、不慮の騒動起りける。共故は、府内の城に当国他国の諸士、当番非番を組て、大番役所の會所あり。然るに、大友家譜代外様の侍、家老、番頭、旗頭、其外相勤を番帳に記した置ける所に、何者のしりけん、大友一族筋目の人々の、名字の上に一々墨を引たりけり。されば大友家譜代外様の士に、姓氏の數餘多あり当家中の沙汰に、大友先祖より肉身の筋目相續の一族を御紋の衆を云ふ。古昔より九州の四姓とて、丹部、漆嶋、宇佐、大神と云あり。其外、當国の諸士に藤原氏あり。清原氏あり。惣て他凶の幕下を相交て、国衆と云ふ。先祖能直、當国下向の時、隨身して来りし諸士の筋目を下り衆と云ふ。かくのごとく三段に分りて、互に姓氏の中、好みを募り、臆負を専らにしたりける。今度の悪事は、誰が所爲とは知れざれども、御紋衆の名字に墨ぬりし事は、国衆の中より妬しと思ふ族やしたりけんときさやき沙汰しけるが、次第に言募りて。此儘にて指置ものならば、国衆の驕心の儘にして、世の末如何有べきと、若輩の者共、各腹をす

へ兼て、此事を上へ訴へ、遺恨を晴さんとののしりける。心有老人などは、中々国家の騒たるべしと制する族も多かりけれども、捨置べきに非すとて、屋形に言上いたしけり。義鑑も、此事いかがあらんと案じ煩て、程を歴し所に、爰に藤原氏にて、先祖は肥後国詫摩郡を領し居たりし、本荘、中村とて有けるが、二人共に代々大友家に屬し、無二の志にて、忠功をなしにけり、是に依て、近年は大友籙本に昵近して、大分の所領をけがし、籙頭として、諸侍に下知をなしにける。兩人どもに府内市町といふ所に、屋敷を構へて居住せり。此附人、元來他国者なれば、御紋衆よりそねみけるが、先、首途せんとして、御紋衆の内、清田越後守と云若者、手勢二百騎計にて、本荘但馬守、中村左衛門佐が宿所へ押寄て、関を作て攻め入りける。本荘、中村が家人ども、思ひがけなき事なれば、周章斜ならず。去れども、五十餘人駈出て、散七に撃合たり。寄手大勢なりければ、取籠もられて残りすくなくなりけり。然れども、寄手の大将清田が弟、七郎左衛門をば、本荘が手に討取ぬ。本荘、中村、心は猛く思へども、力及ばず腹搔切て失にけり。清田は當時の本望達し、首途よしと悦で、在所を指て引入けり。翌朝、又若年の者起り合て、千五百餘の勢を引卒し、賀来と云所に、賀来左衛門太輔と云る大身の國衆ありけるを、討果すべしと押寄る。大津留常、陸介鑿康、橋爪丹波守治季は、内々姓氏の諍ひ心元なく思ひしが、本荘、中村討れけると聞て、賀来も同じく大神氏なれば、互に見續べしと約諾し、家の子郎等ども召集、兼ねて用意せし所に、賀来方より飛脚を以て急を告げるは、今日。清田越後守、同遠江守、是等を棟梁として、營所へ押寄べきよし相聞へ候。急ぎ御加勢頼存すると、橋爪が方へ云遣ける。橋爪は心得たりと急ぎ大津留方へも、此よしを告よと云捨て、物の具してぞ打出ける。森の木と云所に馳出て見れば、早、清田が勢と見へて、賀来が宿所へ押寄て、関を作り、喚叶んで攻戦。清田大勢なりければ、賀来も危く見へける所に、橋爪丹波守、其勢三百餘騎諸鎧を合せ、駈来る清田が勢、是に駈立られて、風に木の葉の散のごとく、河原をさして颯と引く。橋爪が軍兵ども荒手なれば、引立たる清田が勢を追詰攻詰討取ける。清田が勢は多勢なれば、所こそ廣野なれ。取て返し一合戦する程ならば、賀来、橋爪も危かるべきに、一陣破れて残党全からず。我先にとぞ落行ける。折節、川水増りて。岩波高き所を、周章騒で渡さんとしける程に、水に溺れて死する者數しらず。橋爪は敵三十二人討取、猶も逃る勢を追かけたり、清田が勢とも。這々川を越えて、小野津留村へ引退く。賀米の者ども、川の案内は知たり、猶も續て渡さんとする所に、清田が侍に加南田兵部といふ大力の精兵、三人張に矢をはげて、差詰引詰散々に射る。矢數五百餘、矢箱に入て持せしが、矢継早の張弓にて、賀米、橋爪が軍兵散々に射立られ、川を渡すに及ばず引返しける。賀来は橋爪が後詰によつて、不慮の難をのがれ、勝関を執行、我館に引入ける。痛手を負ければ翌日終に死にけり。橋爪は直に花立と云所に打揚り、家人どもに申けるは、今度の働、言語に達がたし。逆も君命にてかかる手柄するならば、厚恩にも預るべき物を、よしなき遺恨ゆへ、かく鬪諍に及びける事の本意なきよと、感涙して居ける所に、大津留常陸介鑿康、二百五十騎にて馳來り、扱いかに橋爪殿、吾等も御供申べきに、其許よりの到来延引故、やうやく只今駈付候。賀来の首尾はいかにと尋ける。橋爪、合戦の次第委く

語りければ、大津留肝をけし、比類なき手柄哉と殊の外にぞ感じける。去ながら屋形の機嫌、以の外にて、終に勘気の身となり、大津留は豊前に浪人す。橋爪は伊豫に抑わたり、世のあり様を聞居たり。大津留は一戦にも逢ざるよしにて、頓て歸參を赦されけり、かくて豊府の騒動其かくれなければ、爰かこより府内へ聚る族多かりける。されども古老の諸士申けるは、君の御大事、是に過たる事あらじ。國の騒動のみならず、世間の嘲弄ふせぎがたし。姓氏の取沙汰陰密たるべしとて、双方ともに、常時の出仕を停られて、無事にこそはなりにけれ。

◎ 外山幹夫著 大友宗麟 吉川弘文館発行

『両豊記・豊筑乱記』には、それぞれ一姓氏遺恨之事などの項を設け、大要次のような事件のあったことを記している。

府内の大友氏の城で、城の警備の番を勤める家臣の会所に、出勤した家臣が各々その名を記す番帳があった。ところが宗麟の生まれた享祿三年（1530）の春、何者かの手によって同紋衆の者の名前の上に墨が引かれているのが発見された。何れ同紋衆を嫉む国衆の誰かの仕業であろうという事になった。そこで同紋衆のうち血気盛りの若輩等が腹に据えかねて、遺恨を晴らそうとこれを義鑑に訴えた。義鑑も処置に窮していた。そこにたまたま本庄但馬守・中村左衛門佐という二人の者が居た。彼らは共に肥後詫磨郡出身の新参衆で、代々大友氏に忠勤を励んでおり、このため彼らは旗頭に抜擢されて多数の部下を従え、府内市町に屋敷を構える程となっていた。元来他国者でありながらこうした厚恩に与っていることに対し、同紋衆の清田越後守という若者が、手勢二百騎でこの二人の屋敷に打入った。二人は突然のことに驚き、防戦につとめたがなすところなく、遂に敗れ切腹して果ててしまった。清田越後は首途よしと悦び、翌朝さらに千五百騎余りの勢を募り、大分郡賀来の住人で大神氏一族賀来左衛門大夫という大身の国衆を討ち果たそうと計画した。これを知った同じく大神氏一族の橋爪丹波守治季は、三百騎の手勢を率いて賀来氏の助勢に向かい、双方入り乱れて戦い清田方は敗れた。なお大津留常陸介鑑康なる者も同じく賀来氏助勢に向かったが戦は終っていた。勝利を得たものの、賀来氏自身は深手を負って落命した。この騒優を知った義鑑は激怒し、橋爪・大津留の二人は勘気を蒙り、このうち橋爪氏は伊予に隠遁し、大津留氏は豊前に浪人することとなった。この一件以後、姓氏の争いは止まった。（取意）